

課題等対応のための平成24年9月の主な動き、取組

1 厳しい雇用失業情勢への対応

有効求人数	26,732人	対前年同月比	19.5%増
有効求職者数	43,911人	対前年同月比	2.9%減
有効求人倍率	0.67倍	対前月	0.01P増

- ・引き続き、各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・引き続き、積極的な求人開拓の実施
- ・引き続き、雇用調整助成金による雇用維持支援
- ・円高等に伴う雇用状況への影響把握

2 雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件の見直し

- 雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金については、リーマンショック後、助成内容の拡充や支給要件の緩和を行ってきましたが、その後の雇用情勢の改善などを受けて見直しを図ることとなりました。

7月の有効求人倍率は0.67倍で、 前月を0.01ポイント上回る

鹿児島県の7月の有効求人倍率(季節調整値)は0.67倍となり、前月(0.66倍)を0.01ポイント上回りました。

新規求人倍率(季節調整値)は1.08倍となり、前月(1.00倍)を0.08ポイント上回りました。

新規求人数は前年同月比12.8%の増と4ヶ月連続の増加となりました。

産業別では、建設業(6.0%減)は7ヶ月ぶりに減少、製造業(19.2%増)は4ヶ月連続の増加、運輸業、郵便業(4.6%減)は2ヶ月連続の減少、卸売業、小売業(9.4%増)は4ヶ月連続の増加、宿泊業、飲食サービス業(31.6%増)は19ヶ月連続の増加、医療、福祉(12.7%増)は30ヶ月連続の増加、サービス業(46.8%増)は4ヶ月連続の増加となりました。

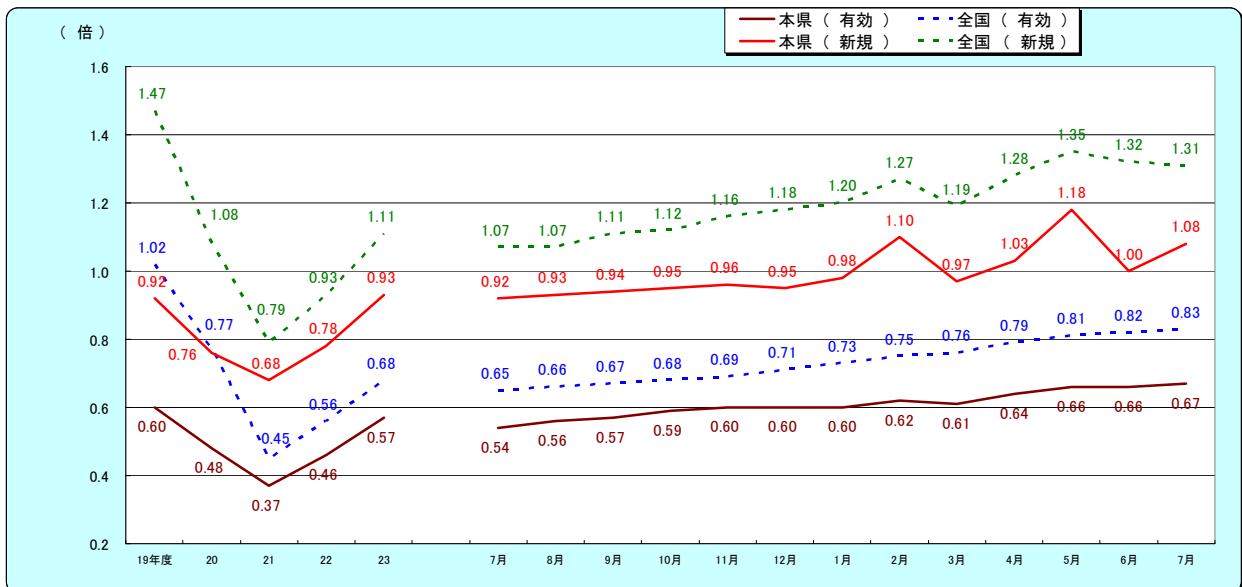
新規求職者数は前年同月比3.2%の減と14ヶ月連続の減少となりました。

新規常用求職者について態様別で前年同月比でみると、在職求職者(1.3%減)は3ヶ月ぶりの減少となりました。また、離職求職者(4.7%増)は14ヶ月ぶりの増加、無業求職者(29.5%減)は9ヶ月連続の減少となりました。離職求職者の内訳では事業主都合離職者(5.3%増)は32ヶ月ぶりに増加、自己都合離職者(4.1%増)は6ヶ月ぶりの増加となりました。

政府の8月の月例経済報告では、景気の基調判断を、「景気は、このところ一部に弱い動きがみられるものの、復興需要等を背景として、緩やかに回復しつつある」とし10ヶ月ぶりに下方修正しました。また、雇用情勢についても、「依然として厳しさが残るものの、改善の動きが見られる」と4ヶ月ぶりに上方修正しました。

鹿児島県の雇用情勢は、新規求人数が、高水準で推移している等持ち直しの動きを続けています。一方で、有効求職者数も依然として高水準にあり、また、円高等による影響も懸念されるところであり、依然として厳しい面が見られることから、今後の動きには引き続き注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・高齢者・障害者の就労促進、産業構造の変化を踏まえた公的職業訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による積極的な就労・生活支援対策の展開等をおこない「全員参加型社会」の実現に向け、雇用維持や就職支援等に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。



平成24年10月1日から雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件が変更されます

- 雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金については、リーマンショック後、助成内容の拡充や支給要件の緩和を行ってきましたが、その後の雇用情勢の改善などを受けて見直しを図ることとなりました。

【支給要件変更内容】

(1) 生産量要件の見直し

・現行

最近3か月の生産量または売上高が、その直前の3か月または前年同期と比べ、5%以上減少していること

・見直し

<対象期間の初日（助成金の利用開始日）が平成24年10月1日以降>

最近3か月の生産量または売上高が前年同期に比べ、10%以上減少していること

(2) 支給限度日数の見直し

・現行

3年間で300日（1年間での限度なし）

・見直し

<対象期間の初日（助成金の利用開始日）が平成24年10月1日以降>

1年間で100日（3年間で300日）

(3) 教育訓練費（事業所内訓練）の見直し

・現行

雇用調整助成金 2,000円

中小企業緊急雇用安定助成金 3,000円

・見直し

雇用調整助成金 1,000円

中小企業緊急雇用安定助成金 1,500円

【周知・広報】

- (1) 県内主要経済団体及び事業主構成団体に対して、構成事業主への周知・広報を依頼
- (2) ハローワーク窓口での周知・広報の徹底
- (3) 現在、助成金利用企業へ周知の徹底
- (4) 労働局ホームページへの掲載
- (5) 市町村へリーフレットの配布及び広報誌による広報を依頼

平成24年10月1日以降

雇用調整助成金 中小企業緊急雇用安定助成金

の支給要件などを 変更します。

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、平成24年10月1日以降（被災3県は6か月遅れで）、下記のように内容の一部を変更します。
現在受給中、または今後利用をお考えの事業主の皆さまには、ご留意いただきますようお願いいたします。

①生産量要件の見直し

事業活動の縮小を判定するための生産量(または売上高)要件を次のように変更します。

現行	➔	対象期間の初日(助成金の利用開始日)を平成24年10月1日以降(※1)に設定する場合から
最近3か月の生産量または売上高が、その直前の3か月または前年同期と比べ、 <u>5%以上減少</u>		最近3か月の生産量または売上高が、 <u>前年同期と比べ、10%以上減少</u> (中小企業事業主で、直近の経常損益が赤字であっても、この要件が適用されます)

②支給限度日数の見直し

1年間と3年間について、限度日数を変更します。

現行	➔	対象期間の初日(助成金の利用開始日)を平成24年10月1日以降(※1)に設定する場合から
<u>3年間で300日</u> (1年間での限度なし)		<u>1年間で100日(3年間で300日)</u>

対象期間(事業主が設定する1年間) ▶

【例1】過去2年間に50日ずつ(計100日)利用した場合

【例2】過去2年間に120日ずつ(計240日)利用した場合

	①22.10.1～23.9.30	②23.10.1～24.9.30	③24.10.1～25.9.30
50日	50日	50日	100日(従来200日)
120日	120日	120日	60日

対象期間の初日(助成金の利用開始日)を平成25年10月1日以降(※2)に設定する場合は

1年間で100日・3年間で150日となります

(上記の例1と2で、③の対象期間にすべての日数を利用した場合、②+③は150日以上となるため、次の1年間は利用できなくなります)

③教育訓練費(事業所内訓練)の見直し

教育訓練を実施したときの1人1日当たり加算額を次のように変更します。

現行	➔	平成24年10月1日以降(※1)の判定基礎期間から
雇用調整助成金：2,000円 中小企業緊急雇用安定助成金：3,000円		雇用調整助成金： <u>1,000円</u> 中小企業緊急雇用安定助成金： <u>1,500円</u>

(※1) 岩手、宮城、福島県の事業所については、平成25年4月1日以降変更になります。

(※2) 岩手、宮城、福島県の事業所については、平成26年4月1日以降変更になります。

詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・ハローワーク



9月の障害者雇用支援月間に城山観光ホテルと鹿屋商工会議所で、 障害者就職面接会を開催します

県内の各ハローワークは、障害者の雇用の促進のため、日ごろから、障害者に職業相談、模擬面接、職業紹介等の支援を行っています。

一方、平成25年4月から障害者の法定雇用率の引上げが予定されていることから、より一層の障害者の雇用を進める必要があります。

よって、9月の障害者雇用支援月間に、障害者雇用の機運を醸成し、障害者の職業的自立、就業機会拡大を支援するための障害者就職面接会を県内2会場で開催します。

面接会日程等は、次のとおりです。

日時	会場	参加予定企業数	主催ハローワーク	問合せ先
9月24日(月) 午後1時～4時	城山観光ホテル	39社	鹿児島	099(250)6071
9月27日(木) 午後2時～4時	鹿屋商工会議所	20社	鹿屋	0994(42)4135
			大隅	099(482)1265

第63回全国労働衛生週間の説明会が9月6日から24日までの間、県内20箇所で開催されます

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善等の労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康の確保を図ることを目的に昭和25年から実施しており、本年で63回目です。

本年の全国労働衛生週間は、「心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理」をスローガンに進められ、9月1日から30日までを準備月間、10月1日から7日までを本週間として展開されます。

平成24年度の実施要綱は別添のとおりであり、準備月間中に、全国労働衛生週間の説明会が労働基準監督署ごとに開催されます。その日程は別添2のとおりです。

(別添)

平成 24 年度全国労働衛生週間実施要綱

1. 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 63 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

我が国における業務上疾病の被災者は長期的には減少してきたものの近年は横ばいとなっており、昨年は 7,779 人と前年と比べ 4% 減少した。一方、一般定期健康診断の結果何らかの所見を有する労働者の割合が平成 23 年は 52.7% とやや上昇したほか、印刷業での胆管がんの発生が問題となるなど職場での健康リスクは依然として存在している。

また、我が国の自殺者 3 万人超のうち約 2,700 人が勤務問題を原因・動機の一つとしており、メンタルヘルス上の理由により休業又は退職する労働者が少なからずいること、精神障害等による労災認定件数が高い水準で推移していること等から、職場におけるメンタルヘルス対策の取組みが重要な課題となっている。

第 11 次労働災害防止計画は今年が最終年となることから、以上の状況を踏まえ、その目標達成に向けて、事業者等が労働者の健康障害の防止、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進等に着実に取り組み、健康を確保する必要がある。また、事業者や管理監督者、産業保健スタッフ等によるメンタルヘルスケアの積極的推進により、労働者がメンタルヘルスに関する措置を受けられる職場を実現することが求められている。さらに、労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図る観点から、受動喫煙のない職場の実現を図ることが重要である。

このような観点から、今年度は、

「心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2. スローガン

「心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理」

3. 期間

10 月 1 日から 10 月 7 日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9 月 1 日から 9 月 30 日までを準備期間とする。

4. 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5. 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会

6. 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7. 実施者

各事業場

8. 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9. 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼すること。

10. 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

なお、震災の影響で事業活動を縮小している事業場等においては、実施事項を絞る、震災により特に影響を受けた事項に重点を置いて点検をするなど自社の状況に応じた取組とすること。また、夏期の電力需給対策を踏まえて取り組むこと。

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図る。

ア 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進

- (ア) 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
- (イ) 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- (ウ) 4つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
- (エ) 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組みの実施
- (オ) 自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場における自殺対策への積極的な取組みの実施

イ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進

- (ア) 時間外・休日労働の削減及び年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- (イ) 健康管理体制の整備、健康診断の実施等
- (ウ) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施
- (エ) 小規模事業場における面接指導実施に当たっての地域産業保健センターの活用

ウ 労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化

- (ア) 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- (イ) 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
- (ウ) 衛生委員会の開催とその活動の活性化
- (エ) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- (オ) 現場管理者の職務権限の確立
- (カ) 労働衛生管理に関する規程の点検、整備・充実

エ 作業環境管理の推進

- (ア) 有機溶剤等の有害なガス、蒸気、粉じん、騒音等の有害要因に労働者がさらされる屋内外の作業場及び酸素欠乏危険場所における作業環境測定の実施とその結

果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善

- (イ) 局所排気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置、遮へい設備等の適正な設置及び稼働並びに検査及び点検の実施の徹底
- (ウ) 粉じん等健康障害のおそれのある物質を取り扱う作業場所の清掃及び清潔の保持の徹底
- (エ) 換気、採光、照明等の状態の点検及び改善

オ 作業管理の推進

- (ア) 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- (イ) 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- (ウ) 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

カ 健康管理の推進

- (ア) 健康診断の実施、有所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底
- (イ) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (ウ) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保険指導との連携
- (エ) 小規模事業場における地域産業保健センターの活用

キ 労働衛生教育の推進

- (ア) 雇入時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
- (イ) 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施

ク 職場における受動喫煙防止対策の推進

- (ア) 職場の全面禁煙又は有効な喫煙室の設置による空間分煙等の受動喫煙防止対策の推進
- (イ) 職場の受動喫煙防止対策に関する支援制度（労働衛生コンサルタント等の専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用

ケ 粉じん障害防止対策の徹底

第7次粉じん障害防止総合対策に基づく粉じん障害防止総合対策推進強化月間としての次の事項を重点とした取組みの推進

- (ア) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- (イ) アーク溶接作業、金属等の研ま作業等に係る粉じん障害防止対策
- (ウ) 離職後の健康管理

コ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進

- (ア) 作業標準の策定
- (イ) 作業場所、通路、階段、機械類等の形状が明確に分かる適切な照度の確保
- (ウ) 介護作業等については、適切な介護設備、機器の導入の検討

サ 熱中症予防対策の徹底

- (ア) W B G T 値（湿球黒球温度）の活用、熱への順化期間の設定、自覚症状の有無に関わらない水分・塩分の摂取等の取組みの推進
- (イ) 夏期の電力需給対策を踏まえた節電の範囲内での熱中症予防対策の推進

シ 電離放射線障害防止対策の徹底

ス 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底

セ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底

ソ V D T 作業における労働衛生管理のためのガイドラインによる V D T 作業における労働衛生管理対策の推進

タ 化学物質の管理の推進

- (ア) 化学物質等安全データシート（S D S）及びラベルによる化学物質等の危険有害性等に関する情報の提供及び活用
- (イ) 化学物質による危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置の実施等を始めとする自律的管理の推進
- (ウ) 作業主任者の選任、人体に及ぼす影響・取扱い上の注意事項等の掲示、漏えい・発散防止等適切な管理の推進
- (エ) 化学物質によるばく露防止のための保護具の着用等の徹底
- (オ) 建設業、製造業における有機溶剤中毒の防止
- (カ) 建設業、製造業等における一酸化炭素中毒の防止
- (キ) ダイオキシン類による健康障害防止のための対策要綱に基づくダイオキシン類ばく露防止措置の実施
- (ク) ナノ材料に対するばく露防止対策の徹底

(ケ) 印刷業等における有機溶剤に対するばく露防止対策の徹底

チ 石綿障害予防対策の徹底

(ア) 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底

(イ) 吹き付け石綿の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底

(ウ) 石綿製品の全面禁止の徹底

(エ) 離職後の健康管理の推進

ツ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実

テ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進

ト 職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組みの促進

ナ 職場におけるエイズ問題に関する理解と取組みの促進

ニ 東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の推進

(ア) 建築物等の解体作業、がれき処理作業や津波で打ち上げられた船舶の解体における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底

(イ) 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底

平成24年度全国労働衛生週間説明会日程表

(別添2)

	日 時			会 場	所在地
	日	時	分		
鹿児島署管内	9月6日	木	13時30分～	指宿市民会館	指宿市東方
	9月7日	金	13時30分～	シーサイドガーデンさのさ	いちき串木野市 長崎町
	9月11日	火	13時30分～	鹿児島総合卸商業団地協同組合	鹿児島市卸本町
	9月11日	火	13時30分～	枕崎市市民会館	枕崎市千代田町
	9月12日	水	13時30分～	南さつま市総合保健福祉センター ふれあいかせだ いにしへホール	南さつま市 加世田川畑
	9月13日	木	13時30分～	鹿児島県歴史資料センター 黎明館	鹿児島市城山町
	9月13日	木	14時00分～	種子島建設会館	西之表市鴨女町
	9月21日	金	10時00分～	屋久島環境文化村センター	熊毛郡屋久島町 宮之浦
川内署管内	9月12日	水	13時30分～	出水市音楽ホール	出水市文化町
	9月13日	木	13時30分～	薩摩川内市国際文化センター	薩摩川内市天辰町
鹿屋署管内	9月19日	水	13時30分～	鹿屋市中央公民館	鹿屋市北田町
	9月20日	木	13時30分～	志布志交通安全協会	志布志市志布志町
加治木署管内	9月10日	月	14時00分～	始良市文化会館加音ホール	始良市加治木町
	9月11日	火	14時00分～	伊佐市文化会館	伊佐市大口里
名瀬署管内	9月7日	金	13時30分～	瀬戸内町中央公民館	大島郡瀬戸内町 古仁屋
	9月10日	月	13時30分～	徳之島建設業会館	大島郡徳之島町 亀津
	9月13日	木	10時00分～	奄美振興会館	奄美市名瀬長浜町
	9月19日	水	14時00分～	与論町中央公民館	大島郡与論町茶花
	9月20日	木	14時00分～	和泊町中央公民館	大島郡和泊町和泊
	9月24日	月	13時30分～	喜界町中央公民館	大島郡喜界町赤連